

静岡県こども食堂物価高騰対策支援金

Q&A (R7.11.25 版)

(こども食堂の定義について)

1 Q 「こども食堂」とは、どのような活動をいいますか。

A 無料又は低額な料金で地域のこどもを対象に行う活動であって、食事の提供を行う「こどもの居場所」の活動を言います。

2 Q 低額とは、どのくらいの料金をいいますか。

A 「低額」の明確な基準はありませんが、こども食堂における食材費等の実費を想定しています。(例：こども 無料、大人 300 円)

3 Q 「こども」の定義はありますか。

A おおむね 18 歳未満の者を言います。

4 Q こどもだけではなく、大人も参加対象としている活動でもいいですか。

A こどもの孤立の解消、人や社会と関わる力の育成、こどもの貧困対策など、こどもの居場所づくりの目的に合致し、地域に開かれている活動内容であれば、大人が参加しているこども食堂も対象となります。

(交付対象について)

5 Q 「こども食堂」は、どこかに登録している必要がありますか。

A 県の「こどもの居場所一覧」へ登録されており、「食事の提供」の活動を行っている「こどもの居場所」が対象となります。

6 Q こども食堂の活動頻度について、一定以上の回数が必要ですか。また、これから活動を開始する場合も、対象となりますか。

A 2ヶ月に1回以上(年6回以上)開催し、令和7年7月1日から令和7年9月30日までの間で、計1回以上の開催実績がある団体等が対象となります。

2ヶ月に1回以上(年6回以上)開催していても、この期間に1回も開催実績のない団体等は対象となりません。

7 Q 市町や県、国等の補助や委託を受けている場合は対象となりますか。

A 国や県、市町、民間団体等の「補助」を受けている団体等であっても対象となります。ただし、県や市町の「委託」により実施している団体等は対象となりま

せんで注意してください。

(活動の開催回数について)

8 Q 「週1回」や「2か月に1回」のように定期的には開催していませんが、期間中に1回以上の開催実績があれば対象となりますか。

A こどもの居場所一覧の開催頻度が2ヶ月に1回以上で登録があり、令和7年7月1日から令和7年9月30日までの間で、1回以上の開催実績があれば、定期的に開催していなくても対象となります。

9 Q 会食形式から弁当配布に変更した活動を継続していますが、開催回数に含めていいですか。

A 感染拡大防止対策等の理由により、対面での開催が困難な場合に実施する弁当等の配布については、開催回数に含めるものとします。ただし、本支援金は食料品価格等の物価高騰に伴う負担を軽減し、こども食堂の活動継続を支援するものであるため、食品無料配布（フードパントリー）のみの活動は、開催回数に含めません。

(交付金について)

10 Q 弁当を購入して、こども食堂で提供する場合は交付金の対象になりますか。

A 食材費の高騰に対する支援金のため、弁当の購入費をこども食堂が負担した場合は申請の対象になりますが、弁当の購入費相当額をこどもから徴収する場合は申請の対象外です。

例) ○ こども食堂で500円で購入した弁当を100円でこどもに提供
× こども食堂で300円で購入した弁当を300円でこどもに提供

(申請について)

11 Q 1つの団体が複数のこども食堂を運営している場合、複数の申請ができますか。

A こども食堂1か所につき1件の申請となりますので、複数の申請ができます。

(申請のスケジュールについて)

12 Q 支援金の交付を受けるために必要な手続きを教えてください。

A 交付申請書等を、(委託先)まで郵送で提出してください。(申請期限：令和8年1月16日(金) ※当日消印有効)

申請書類を審査後、要件を満たしている場合は、交付決定(確定)通知書を通知し、指定口座に支援金をお振込します。

13 Q メールでの提出はできますか。

A 申請書の提出は郵送のみとなります。

14 Q 支援金の交付決定の連絡はありますか。

A 提出書類を審査し、交付すべきと認めたときは、交付決定(確定)通知書を通知します。なお、申請書に疑義がある場合は、追加書類の提出や現地の確認を求めることがあります。

また、交付すべきでないと認められたときは、不交付決定通知書を通知します。

15 Q 交付された支援金の実績報告は必要ですか。

A 令和7年7月1日から令和7年9月30日までの期間について、物価高騰の影響を受けながら、継続してこどもに食事を提供した活動に対する支援金ですので、実績報告は不要です。

(交付の予定件数について)

16 Q 支援金交付の予定件数を教えてください。

A 予算の範囲内で交付するため確定していません。申請額が予算上限に達した場合、申請期限前であっても、その時点で受付終了となります。